

沖縄県企業局談合情報対応マニュアル

第1 趣 旨

沖縄県企業局が発注する工事の入札の適正を期するため、入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）があった場合の対応について定めるものとする。

第2 一 般 事 項

1 情報の提供

入札に付そうとする（付した）工事について談合情報を受けた場合には、当該情報の提供者に対して次に掲げる事項を聴取の上、電話等により直ちに沖縄県企業局公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の事務局に通報すること。

- ア 情報提供者の氏名、連絡先等
- イ 対象工事名
- ウ 発注機関名
- エ 入札（予定）日
- オ 落札予定業者名・金額
- カ 談合等が行われた日時・場所
- キ 談合等に関与した業者名
- ク 物証（録音テープ、写真、メモ等）の有無
- ケ その他必要事項

2 報 告

事務局は、1により談合情報に係る通報を受けた場合には、情報の内容を報告書にまとめ、速やかに委員会に報告を行うこと。
なお、情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請するものとする。

3 委員会の招集及び審議

- (1) 委員長は事務局からの報告を受けた場合、委員会を招集すること。
- (2) 委員長は談合情報報告書等に基づき、当該談合情報の信憑性及び第3以下の手続きによることが適切であるか否かについて審議するものとする。

4 公正取引委員会への通報

委員会の審議結果を踏まえ、第3以下の手続きによることとした談合情報については、手続きの各段階において逐次公正取引委員会へ通報すること。

5 報道機関との対応

談合情報を委員会が把握した以降において、報道機関等から発注者としての対応についての説明を求められた場合には、一次的には事務局が対応すること。

第3 具 体 的 な 対 応

談合情報があった場合には、原則として、次の条項に従って対応すること。

1 入札執行前に談合情報を把握した場合

(1) 事情聴取

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全員に対して事情聴取を行うこと。

事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日前に行うか、又は入札開始時刻若しくは入札日の繰り下げにより入札を延期した上で行うこと。聴取結果については、事情聴取書を作成すること。

(2) 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、沖縄県企業局指名競争契約入札心得（以下「入札心得」という。）第4条を適用し、入札の執行を延期し、又は取りやめるものとする。

(3) 談合の事実があったと認められない場合

ア 事情聴取等の結果、結果の事実があったと認められない場合には、全ての入札参加者に誓約書を提出させるとともに、入札執行後に談合の事実が明らかと認められた場合には、この入札は無効とする旨の注意を促した後に入札を行うこと。

イ この場合、全ての入札参加者に対し、第1回の入札に際し工事費内訳書の提示を要請すること。ただし、入札日において事情聴取を行うなどあらかじめ工事費内訳書の提示を要請する時間的余裕がないときは、発注の遅れによる影響、工事費内訳書のチェックの必要性を考慮の上、工事費内訳書のチェックを行わずに入札を執行するか、又は工事費内訳書の提示を要請の上、入札日を延期して入札を執行するかのいずれにより対応すること。

ウ 入札には、当該工事の積算内容を把握している職員が立ち会い、工事費内訳書を入念にチェックすること。

エ 工事費内訳書のチェックにおいて、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、入札心得第4条を適用し、入札の執行を延期し、又は取りやめるものとする。

2 入札執行後に談合情報を把握した場合

入札執行後に談合情報があった場合には、落札者及び落札金額は既に公表されていることに留意し、以下の手続きによることが適切か否かを委員会により判断すること。

(1) 談合情報が契約（仮契約含む）締結以前にあった場合

ア 事情聴取

入札を行った全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。

イ 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、入札心得第5条第7項を適用し、その入札を無効とすること。

ウ 談合の事実があったと認められない場合

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札を行った者全員から誓約書を提出させた上、落札者と契約を締結すること。

(2) 談合情報が契約（仮契約含む）締結後にあった場合

事情聴取

入札を行った全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。

なお、事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断すること。

第4 個別手続きの手順等

第3に定める事情聴取等の手続きにおいては、次に掲げる事項に留意して行うこと。

1 報告書

事務局は、入札談合に関する通報を受けた場合には、情報の内容を談合情報報告書（様式第1号）にまとめること。

2 公正取引委員会への通報

(1) 公正取引委員会への通報は様式第2号により沖縄県企業局長名で行うこと。

(2) 公正取引委員会への通報は、談合情報報告書、事情聴取書（様式第3号）誓約書（様式第4号）の写し等必要書類を添付すること。

3 事情聴取の方法等

(1) 事情聴取は、委員を含む2人以上の職員により行うこと。

(2) 事情聴取は、事情聴取の対象者全員を集合させて、1社ずつ面談室等に呼び出し、結果を公正取引委員会へ通報することを伝えた上で必要事項について聞き取りを行うこと。

4 誓約書の提出等

(1) 誓約書については、公正取引委員会へ送付する旨を通知したうえで、事情聴取対象者から提出させること。

(2) 「入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨」の注意を促す場合は、「入札執行に係る注意事項」（別紙）を読み上げること。

5 工事費内訳書のチェック

工事費内訳書の提示を要請した場合には、入札に際し、当該工事の積算内容を把握している職員が立ち会い、第1回の入札において、全入札者が入札書を入札箱に投函した後に、当該職員が、工事費内訳書の提示を求め、談合の形跡がないかを入念にチェックし、工事費内訳書を入札者に返却した後に開札すること。

なお、事情聴取、工事費内訳書のチェック等を迅速に行う必要がある場合には、事情聴取と工事費内訳書のチェックを並行して実施することができること。

附則

このマニュアルは、平成13年12月6日から施行する。